

「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」

データ集

目次

図表①	法科大学院入学定員、司法試験合格者数等指標となるデータ	1
図表②	司法制度改革前と後の対比	2
図表③	弁護士未登録者割合の推移	3
図表④	法科大学院の入学定員、入学者数及び競争倍率の推移	4
図表⑤	新司法試験合格者数及び合格率（単年別）	4
図表⑥	各年度修了者の新司法試験累積合格率	4
図表⑦	74 法科大学院の受け控え率の推移（新司法試験実施年度別）	5
図表⑧	新司法試験の受験資格喪失者数の推移	6
図表⑨	新司法試験の受け控え者数の推移（74 校：平成 17～22 年）	6
図表⑩	新司法試験の実施年別の受験結果（不合格者数の推移）	7
図表⑪	平成 23 年新司法試験後の受験資格喪失者等の累計	7
評価チャート		8

図表① 法科大学院入学定員、司法試験合格者数等指標となるデータ

単位：校、人、%

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法科大学院関係	法科大学院数	68	74	74	74	74	74	74	74
	入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909	4,571
	募集人員 ①	5,590	5,825	5,815	5,815	5,785	5,755	4,904	4,521
	入学志願者数 ②	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927
	志願倍率（②/①）	13.0	7.2	6.9	7.8	6.8	5.2	4.9	5.1
	受験者数 ③	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,857	21,319	20,509
	合格者数 ④	9,171	9,681	10,006	9,877	9,564	9,186	7,765	7,105
	競争倍率（③/④）	4.5	3.1	3.0	3.2	3.3	2.8	2.8	2.9
	入学者数 ⑤	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620
	既修者コース入学者数	2,350	2,063	2,179	2,169	2,066	2,021	1,923	1,915
	未修者コース入学者数	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199	1,705
	社会人入学者数 ⑥	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	764
社会人入学者の割合（⑥/⑤）	48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1	21.1	
修了者数	-	2,176	4,415	4,910	4,994	4,782	4,532	-	
司法試験関係	司法試験受験者数	-	-	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765
	うち既修者	-	-	2,091	2,641	3,002	3,274	3,355	3,337
	うち未修者	-	-	-	1,966	3,259	4,118	4,808	5,428
	受け控え者数（既・未合計）（注1）	-	-	85	711	933	982	1,050	1,003
	受け控え率	-	-	3.9	16.1	19.0	19.7	22.0	22.1
	新司法試験合格者	-	-	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063
	うち既修者	-	-	1,009	1,215	1,331	1,266	1,242	1,182
	うち未修者	-	-	-	636	734	777	832	881
	新司法試験合格率	-	-	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5
	うち既修者	-	-	48.3	46.0	44.3	38.7	37.0	35.4
	うち未修者	-	-	-	32.3	22.5	18.9	17.3	16.2
	資格喪失者数（既・未合計）（注2）	-	658	2,227	809	522	30	3	-

（注）1 「受け控え者数」は、法科大学院を修了した者のうち、直近の司法試験を受験しなかった者をいう。

2 「資格喪失者数」は、平成23年11月時点で、修了年度ごとの資格喪失者数を累積した数値であり、また、3回不合格となった者だけでなく、合格しないまま5年を経過した者も含んでいる。

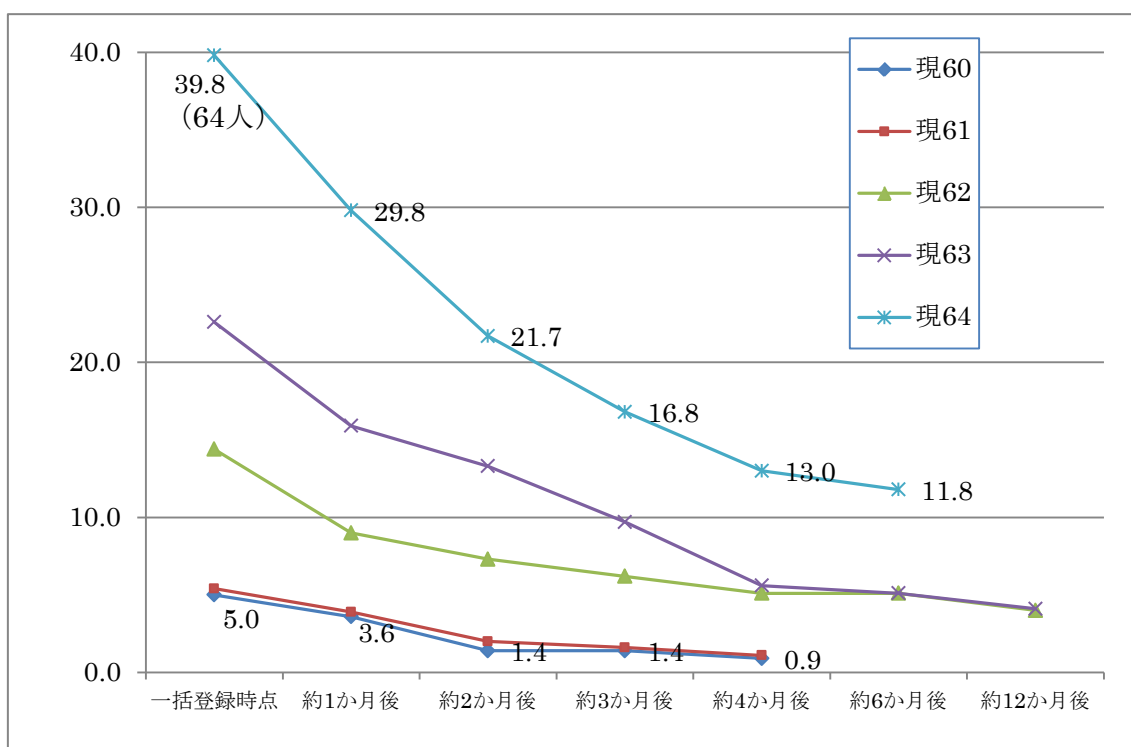
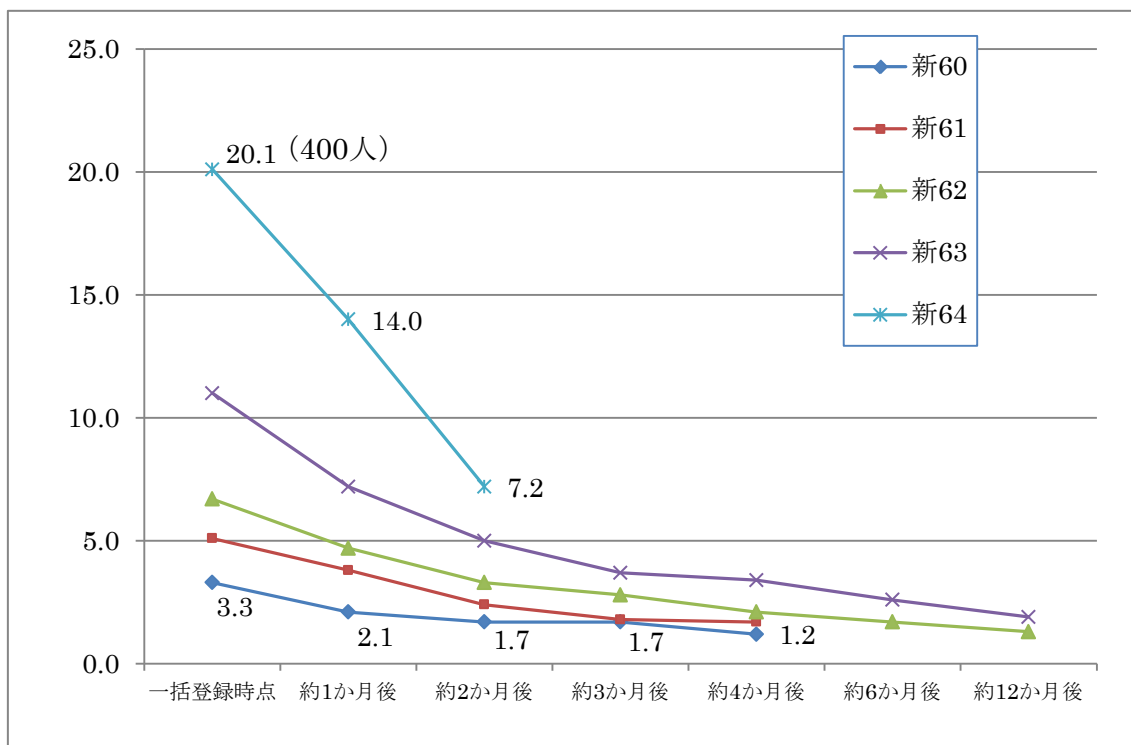
3 「法科大学院関係」は、入学年度、「司法試験関係」のうち「資格喪失者数」以外は、試験の実施年、「資格喪失者数」は、修了年度である。

図表② 司法制度改革前と後の対比

区 分		H13	H23	比	備考
法曹人口		21,864 人	35,159 人	1.6 倍	
うち 弁護士		18,246 人	30,518 人	1.7 倍	
司法試験合格者数		990 人	2,069 人		目標の 69%
ゼロワン地域		64 か所	0 か所		23 年末現在
司法過疎事務所		7 か所	132 か所		
弁護士会	無料法律相談	269,441 件	516,153 件	1.9 倍	
	有料法律相談	202,808 件	111,176 件	0.6 倍	
自治体	相談窓口数	190 か所	329 か所	1.7 倍	
	相談件数	140,013 件	96,004 件	0.7 倍	
国選弁護人登録・契約弁護士数		9,583 人	19,566 人		
企業内弁護士数		64 人	588 人	9.2 倍	
企業内弁護士の所属する弁護士会		4 会	21 会		
任期付き公務員		60 人	78 人		H17 と H23
弁護士関 与事件等	事件数	326,349 件	489,800 件	1.5 倍	H13 と H22
	弁護士 1 人当件数	17.9 件	17.0 件	0.9 倍	

図表③ 弁護士未登録者割合の推移

(単位:%)



図表④ 法科大学院の入学定員、入学者数及び競争倍率の推移

(単位：人、%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909	4,571
入学志願者数	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014	22,927
競争倍率	4.45	3.13	2.96	3.15	3.26	2.81	2.75	2.89

図表⑤ 新司法試験合格者数及び合格率（単年度別）

(単位：人、%)

	18年	19年	20年	21年	22年	23年
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765
合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063
合格率	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5

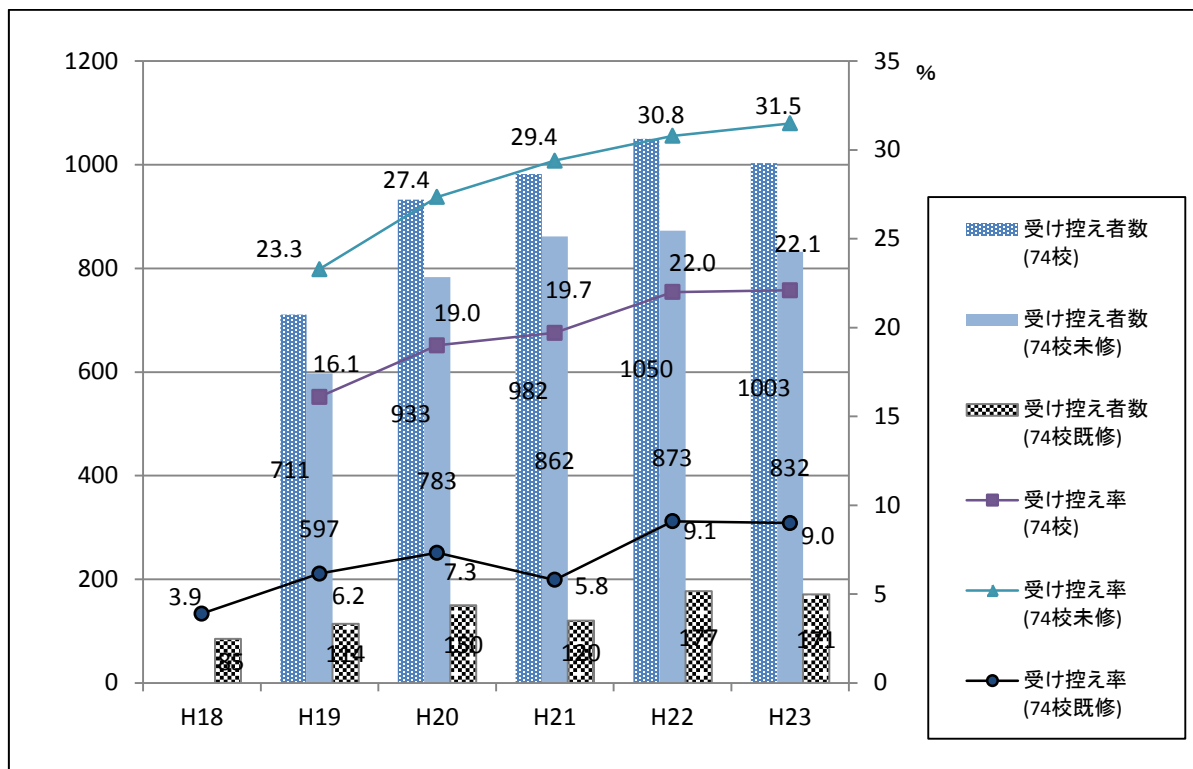
図表⑥ 各年度修了者の新司法試験累積合格率

(単位：人、%)

修了年度	修了者数	累積合格者数	累積合格率	
			既修者	未修者
平成 17	2,176	1,518	69.8%	—
平成 18	4,415	2,188	49.6%	39.5%
平成 19	4,910	2,226	45.3%	31.4%
平成 20	4,994	2,228	44.6%	28.9%
平成 21	4,782	1,798	37.6%	23.8%
平成 22	4,532	1,147	25.3%	16.2%

(注) 文部科学省作成の表による。

図表⑦ 74 法科大学院の受け控え率の推移（新司法試験実施年度別）



(注) 文部科学省資料を基に当省が作成した。平成18年度は既修者のみの数値である。

図表⑧ 新司法試験の受験資格喪失者数の推移

(単位:人、%)

年 度	17年度	18	19	20	21	22	計
修了者数	2,176 (100)	4,415 (100)	4,910 (100)	4,994 (100)	4,782 (100)	4,532 (100)	25,809 (100)
受験可能期間	18～22	19～23	20～24	21～25	22～26	23～27	—
受験者実数	2,122	4,244	4,653	4,675	4,209	3,529	23,432
合格者数	1,518 (69.8)	2,188 (49.6)	2,226 (45.3)	2,228 (44.6)	1,798 (37.6)	1,147 (25.3)	11,105 (43.0)
受検資格喪失者数	658 (30.2)	2,227 (50.4)	809 (16.5)	522 (10.5)	30 (0.6)	3 (0.1)	4,249 (16.5)

(注) 1 5年経過経過者は、平成18年度修了者までである。

2 当省の調査結果に基づく。

図表⑨ 新司法試験の受け控え者数の推移 (74校:平成17～22年度修了者)

(単位:人、%)

	平17	18	19	20	21	22
法科大学院修了者(A)	2,176	4,415	4,910	4,994	4,782	4,532
修了直後の新司法試験を受 験しなかった者(B)	85	711	933	982	1,050	1,003
B/A	3.9	16.1	19.0	19.7	22.0	22.1

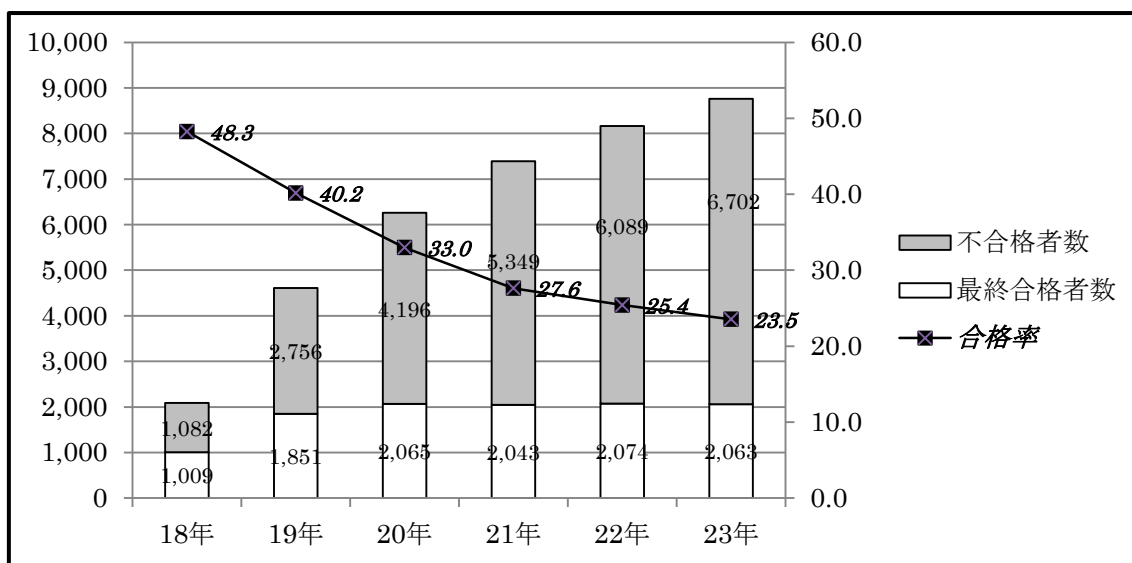
図表⑩ 新司法試験の実施年別の受験結果（不合格者数の推移）

（単位：人、％）

	平成 18年 試験	19年 試験	20年 試験	21年 試験	22年 試験	23年 試験
出願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891
受験予定者数	2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,686
受験者数	2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765
短答式試験の合格に必要な成績を得た者数	1,684	3,479	4,654	5,055	5,773	5,654
最終合格者数	1,009	1,851	2,065	2,043	2,074	2,063
合格率	48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	23.5
不合格者数	1,082	2,756	4,196	5,349	6,089	6,702

（注）法務省の資料に基づき当省が作成した。

（単位：人、％）



（注）法務省の資料に基づき当省が作成した。

図表⑪ 平成23年新司法試験後の受験資格喪失者等の累計

（単位：人）

修了者	合格者	受験資格保有者数	受験資格喪失者
25,784	10,283	11,252	4,249

（注）法務省及び文部科学省の資料に基づく当省が作成した。

「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価」の評価チャート（未定稿）

評価対象政策	司法制度改革推進法、法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する法律等に基づき、関係府省等が講じている法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策
評価対象政策の目的	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図る。

評価の観点等

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する法務省及び文部科学省の各種施策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
 その際、「各種施策の実施により期待されていた効果が得られているか」との政策の有効性の観点を中心に評価し、十分な効果が上がっていない場合、その原因及び改善方を検討

評価の基本的な設問（例） —法曹人口の拡大関係—

- 法曹人口の拡大はどの程度進み、どのような効果が発現しているか。新司法試験合格者3千人目標未達成による支障と、当該目標の現時点での継続の必要性はあるか。
 - ・「平成22年ころに新司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする」との目標に対し、22年の合格者数は2,074人と未達成であったが、法的需要に十分対応できているのか。
 - ・訴訟中心ではない新たな活動領域（企業や官公庁等）での法曹需要はどの程度あるか（開拓努力は行われているか）。
 - ・法曹人口の拡大により、どのような問題等が生じているか。
- 今後、法曹人口の在り方を見直す際に、どのような事項を検討すべきか。
 - ・法曹の役割、社会的需要、隣接法律専門職との役割分担等を踏まえた検討が不十分ではないか。

データの把握・分析方法等

- ・日弁連の協力を得て都道府県等別の弁護士数の増加状況を、また、新司法試験合格者の企業、官公庁等への就職人数、裁判件数等を把握し、理念・目標の達成状況と隘路を分析。
- ・弁護士の増による効果、例えば、国民や企業等に対する新たな取組み（支援）の有無、その内容・効果等について、弁護士（会）、法テラス、市町村の相談担当部局、学者等にインタビュー調査し、本政策の効果測定に資する。
- ・法科大学院の教官及び学生、弁護士、企業や官公庁の採用担当部門に、左記事項に対する認識をアンケート調査、本政策の効果測定に資する。

評価の基本的な設問（例） —法曹養成制度改革関係—

- 法科大学院を中核とするプロセス重視の法曹養成制度改革は、司法制度改革審議会意見等に示された理念に即した効果を上げているか。また、旧制度に比べ、政府や学生の投入コストやリスクは、どの程度増減しているか。

【法科大学院】

- 各種の数値目標の達成状況はどうなっているか。また、目標達成のために文部科学省が提示した改善方策は、各法科大学院でどの程度実施され、どのような効果を上げているか。
 - ・入学者の多様性の確保（目標：非法学部出身者又は社会人が3割以上（22年度実績は前者24%、後者21%で減少傾向））
 - ・厳格な成績評価及び修了認定（目標：厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、修了者の相当程度（例えば7～8割）の者が新司法試験に合格（22年の合格率は25.4%で（注）、減少傾向。法科大学院間の格差大）（注）累積では17年度修了者の72%、18年度修了者の51%が合格
 - ・教員体制の充実（目標：専任教員のおおむね2割以上は実務経験者（22年度43.7%））
- 上記のほか、法科大学院では、入学定員の見直し、法学未修者教育の充実等、教育の質の向上のためにどのような取組が行われており、それはどのような効果を上げているか。
 - また、受験者等に対する入試や教育内容、修了者の進路等の情報公開は、積極的に行われているか。受験予備校に通わなくても新司法試験に合格するような法科大学院教育となっているか。
- 認証評価機関による法科大学院の適格認定の仕組みは有効に機能しているか。不適格認定校は速やかに改善措置を講じているか。

【司法試験】

- 法曹人口の拡大の目標に照らし、法曹志願者数の減少や司法試験の合格者目標が未達成となっているが、法務省や法科大学院において、その原因分析と改善方策はどの程度実施され、どのような効果を上げているか。
- 新司法試験は法科大学院の教育内容を踏まえたものとなっているか（連携確保方策の実施状況と効果）。
 - ・試験科目、試験日程、受験回数制限等について、関係者はどのように評価しているか。
- 司法試験の合格基準や合格者の決定方法の透明性は十分確保されているか。

【司法修習】

- 司法修習と法科大学院の教育との有機的連携は十分確保されているか。
 - ・実務修習（10か月）や集合修習（2か月）と法科大学院の教育との役割分担等は適切に行われ、効果を上げているか。

【その他】

- 司法試験不合格者に対し、関係府省や法科大学院等ではどのような対策が講じられているか。
- 一部の法科大学院では、（司法試験不合格者の）再度の法科大学院受験を制限しているが問題はないか。

データの把握・分析方法等

- ・以下の法科大学院、司法試験、司法修習等に係る分析を基に、政策効果を総合的に分析
- ・政府の予算額、弁護士等への就職までに要した経費と就職後の収入等のデータを収集し、リスクの増減状況を分析
- ・法務省、文科省等から、次のデータを収集
 - 法科大学院適性試験の志願者数・受験者数、法科大学院の志願者数・受験者数・入学者数（法学部、非法学部、社会人別）・競争倍率・修了者数・専任教員数・実務家教員数
 - 新司法試験の受験者数・合格者数・合格率・受験資格喪失者数
- ・法科大学院を実地調査し、文科省が示した改善方策の実施状況と改善効果、改善方策未実施の場合その理由と事例を把握
- ・法科大学院を実地調査し、左記事項に対する取組状況と認識を把握し、横並び比較
- ・法科大学院の学生や入学予定者に対し、想定されるリスクへの認識等をアンケート調査
- ・認証評価機関及び法科大学院を実地調査し、不適格事項の改善状況、各認証評価機関間の評価のバラツキ等の改善状況を把握・分析
- ・法務省、文科省、法科大学院等を実地調査し、左記3事項に対する取組状況と現状認識を把握・分析
- ・法科大学院教官や受験予備校教師に、法科大学院の教育と司法試験の連携確保や、司法試験の合格基準や合格者の決定方法についての認識をインタビュー（アンケート）調査
- ・文科省及び法科大学院を実地調査し、法科大学院の教育と司法修習との連携確保のための措置状況を把握・分析。また、最高裁判所に必要な資料の提出について協力依頼
- ・司法修習修了者に、司法修習と法科大学院の教育との連携についてインタビュー調査
- ・法科大学院等を実地調査し、新司法試験不合格者に対するケア等の対策の実施の有無と内容、その必要性等に係る認識を把握・分析。
- ・法科大学院研究生等（新司法試験不合格者）にインタビュー調査（法科大学院に推薦依頼）